

議案第3号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年4月14日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成29年4月14日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

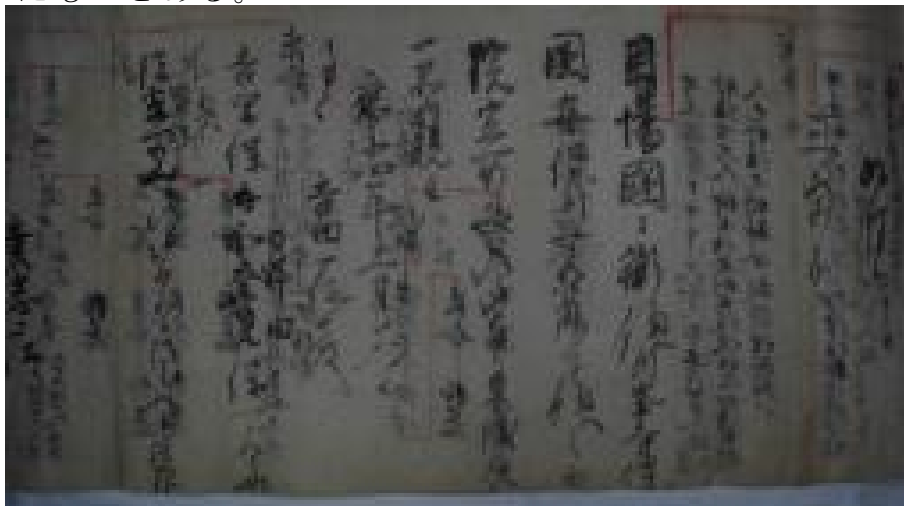
- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

りしょういん・こんごうおういんとうそうしょうけつみやくしだいならびにしはいもんじょ
保護文化財 「理性院・金剛王院等相承血脈次第并紙背文書」 (鳥取市)

理性院・金剛王院等相承血脈次第并紙背文書は、平成22年度(2010年度)に鳥取市歴史博物館が購入した、全5紙からなる軸装卷子である。卷子の表側に理性院・金剛王院等相承血脈次第、その裏側には計6通の後龜山上皇院宣案が記されている。

本県に係わる文書は院宣案であり、6通からなっている。これは南朝側が室町幕府に対して、自分たちの権利の及ぶ土地を示すために、因幡・紀伊・越州各国衙領の管理を認める院宣を書き写したものと考えられている。いわゆる後南朝に関する稀有な史料であり、しかもそのうちの3通が因幡国に関する。14世紀末における国衙領の所在を示すとともに、後南朝との関係をうかがわせており、中世因幡国の関係史料として貴重と考えられる。

なお、理性院・金剛王院等相承血脈次第は、真言宗諸流の法脈を記したものであり、醍醐寺門跡の理性院・金剛王院、勸修寺、高野中院の順で、各歴代僧侶の相承を朱線により示している。奥書には、鎌倉時代の京都岩倉観勝寺住持良胤が記したものとある。



後龜山上皇院宣案

2 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財 「平家物語 宇治川先陣・弓流図屏風」 (鳥取市)

本資料は渡辺美術館(鳥取市)が所蔵する。

作者の根本幽峨(1824~1867)は、鳥取城下の商家・砂田屋の長子として生まれたとされ、16歳で江戸に出て鳥取藩絵師・沖一峨の弟子となり、35才で画技を認められて鳥取藩絵師に召し抱えられた。

狩野派様式の作品が多いが、師の一峨同様、土佐派・琳派・文人画・西洋画などさまざまな絵画様式を身につけた、広い画域をもった画家であった。

本作品は近世最末期の武者絵の大作で、近世武者絵の到達点を示す作品の一つとみてよい。近世狩野派で踏襲されてきた平家物語図の図様を用いており、幽峨の画家としての拠り所が知れると同時に、幽峨ならではの描写力が発揮された例として非常に貴重と考えられる。



3 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく次の有形民俗文化財の指定について

有形民俗文化財 「泊の漁業関係資料」 (湯梨浜町)

旧泊村は港を中心に発展した地域であり、古代より漁業が盛んに行われていたと考えられる。

湯梨浜町泊歴史民俗資料館には、この地域で操業されていた漁業に関連し使用された道具が多数残されており、その内容は網漁、一本釣り、延縄漁に関するものやイダゴを捕る蛸壺など多様である。

泊における漁業の特徴を示す資料として貴重であり、その歴史を詳細に伝える充実した資料群として重要なものと考えられる。



碓・イカ釣り関係道具

第 2 章 県指定保護文化財
(指定)

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財
(指定)

第 25 条 教育委員会は、有形の民俗文化財(法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 8 章 雑則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項(第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。)並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。(昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正)